

# 運営規程

## (総会の決議事項)

第1条 次の各号の事項は、理事会において総会に付議する事項と認められた場合、総会の決議事項とする。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 次に掲げる規定の設定変更及び廃止
  - ・一般社団法人柏崎青年会議所 運営規定

## (新年総会)

第2条 定款第25条第2号で定める通常総会を新年総会と称す。

2. 新年総会における事業報告及び収支決算についての上程は前事業年度の役員が行う。

## (規程、規則及び細則類の発効)

第3条 定款第27条第5号に該当しない規程、規則、要領、指針、ガイドライン等の細則の類の設定変更及び廃止は、理事会の承認を以てその効力を発する。但し、施行日を定めた場合はその日とする。

2. 事務局長は理事会で承認された規程、規則、ガイドライン等の細則の類について遅滞なく正会員に公示し、例会において報告する。

## (正副理事長会議)

第4条 理事長は、必要に応じて、正副理事長会議を組織することができる。

- 2 正副理事長会議は、理事長がこれを招集し、副理事長、室長、専務理事、事務局長、監事及び直前理事長をもって構成する。

## (予定者会議)

第5条 次年度理事及び監事は、理事予定者会議を組織し、次年度の事業活動に必要な準備をすることができる。

## (例会並びに出席)

第6条 例会は原則として毎月1回開催する。

但し、臨時総会を除く総会開催月はこの限りでない。

2. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。
3. 例会は理事長がこれを主宰し、各担当者による会務報告の外、各種の行動を行う。
4. 例会は担当委員が企画運営記録を行う。
5. 会員が例会を含む各種会合に6ヶ月以上欠席した場合は、理事会で進退を審議し、会員は理事会の決定に従う。

## (室)

第7条 本会議所に次の室を置く。

- (1) 会員開発室
- (2) 社会開発室
- (3) 人材開発室
- (4) 経営開発室

2. 各室には室長1名を置くものとし、室長は副理事長又は理事が成るものとする。各室会議は、室長、所属する委員会の委員長及び副委員長で構成する。

3. 各室は、理事長方針に従い、室の基本構想を策定し、所属する委員会相互の円滑な運営を計るものとする。

4. 室長は室務を主宰し、室会議を招集する。

5. 室長は室会議記録を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

6. 室長は必要と認められた時、室会議に役員、その他の出席を求めることができる。

7. 各室には、次の委員会を置く。

- (1) 会員開発室  
会員コミュニケーション委員会
- (2) 社会開発室  
社会開発(CD)委員会 CD=コミュニティ・デベロップメント
- (3) 人材開発室  
指導力開発(LD)委員会 LD=リーダーシップ・デベロップメント
- (4) 経営開発室  
経営開発(MD)委員会 MD=マネジメント・デベロップメント

8. 事業年度により委員会の所属、委員会名の変更もできるものとする。

## (委員会)

第8条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成し、任期は1ヶ年とする。

2. 委員長は会務を主宰し、委員会を召集する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3. 委員長は委員会報告書を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

4. 委員長は必要と認められたとき、役員の出席を求めることができる。

5. 委員会の業務分担は次の通りとする。

- (1) 会員コミュニケーション委員会
  - ・会員交流活動の企画・運営
  - ・他LOMとの交流事業に関する事業の企画・運営
  - ・新入会員の指導・育成に関する件
- (2) 社会開発(CD)委員会
  - ・柏崎刈羽地域の発展、開発に関する事業の企画・運営
- (3) 指導力開発(LD)委員会
  - ・指導力の開発・資質向上に関する事業の企画・運営
  - ・教育に関する件
- (4) 経営開発(MD)委員会
  - ・経営者育成に関する事業の企画・運営
  - ・企業活性化に関する事業の企画・運営

- ・エネルギー・原子力発電所に関する件
- (5) 総務発信委員会
  - ・総会、理事会及び諸会議等の管理・運営
  - ・事務局運営並びに各種窓口業務
  - ・広報活動及び各種管理・記録・保存業務
  - ・会員褒章の企画・実施
  - ・正会員の入会に関する業務

(特別委員会)

- 第9条 総会の承認もしくは理事会出席理事の3分の2以上の承認を得て、特別委員会を設置することができる。
2. 特別委員会の業務分担は、次の通りとする。
- (1) 第8条第5項の委員会の業務に属さない件
  - (2) 第8条第5項の委員会の2つ以上にまたがる件
3. 特別委員会の委員長及び委員は第5条第5項のいずれかの委員会の委員を兼務すること。
4. 第8条第2項から第4項までは特別委員会についても準用されるものとする。

(表彰)

- 第10条 一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の会員にて次の各号に該当する者は理事会の決定により表彰する。
- (1) 本会議所の活動に著しき貢献を為した会員
  - (2) 本会議所の各種会合、事業、行事への出席率が非常に優秀な正会員
  - (3) 本会議所以外の場に於いて、立派な行動、活動で、JC会員として名誉を著しく挙げた会員

附 則

本規程は2016年1月1日より施行する。